

消防職受験者留意事項

1. 消防職員として職務遂行に必要な体力及び健康度を有し、次の条件を満たす人。

視 力	矯正視力を含む両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の視力であること
聴 力	正常で言語明りょうであること
その他	ヘルニア及び腰痛の既往症のある人は職務遂行上支障となるため、医師の検診の必要があるので必ず申し出ること。

注 1. 別紙身体検査書を高梁市職員採用試験申込書とともに提出してください。

2. 運転免許資格

- (1) 普通自動車以上の運転免許証（AT車限定を除く）を取得している人。
または、令和7年度中に取得見込みの人。
- (2) 採用後おおむね5年以内に中型自動車又は大型自動車の運転免許証を自己において取得することが求められます。（大型にあつては自動車免許取得助成制度あり）

3. 体力テスト種目

- (1) 上体起こし
- (2) 腕立て伏せ
- (3) 立ち幅とび
- (4) 懸垂（女性は、ぶらさがり）
- (5) 時間往復走

※諸事情により、種目を変更する場合があります。

4. 居住範囲

採用後は、高梁市内に居住ができ通勤可能な人。

5. その他

採用になると、必ず全寮制の岡山県消防学校に6カ月間入校し、消防職員として必要な基礎知識及び技能について教養訓練が行われます。